

氏 名	はし 橋 本 淳 治
学 位 の 種 類	博 士 (人間・環境学)
学 位 記 番 号	人 博 第 253 号
学位授与の日付	平成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 文 化 ・ 地 域 環 境 学 専 攻
学位論文題目	帝国大学への入学試験における受験資格制限の緩和とその帰結 ——<傍系出身者に対する一つの考察>とその正否の検証結果——

論文調査委員 (主 査) 教 授 池 田 浩 士 教 授 松 田 清 教 授 小 山 静 子

論 文 内 容 の 要 旨

1886年の「帝国大学令」制定によって、帝国大学は各専門分野における最高の教育・研究機関として位置付けられ、日本と世界の将来についての展望を持ちうる人材の育成と、欧米の研究者に比肩しうような日本人による研究の推進が期待された。帝国大学のこのような位置付けに基づいて、それにふさわしい人材を入学させるための入学資格判定、すなわち入学試験が行なわれたのである。本論文は、大学設置から敗戦に至るまでの各帝国大学が入学試験の受験資格をどのように定めていたかを歴史的に調査解明し、諸般の事情によって止むを得ず取られることになった受験資格緩和の措置が如何なる結果を招来したかを明らかにするものである。

まず第1章では、入学資格という独自の観点から帝国大学の歴史を略述する。東京に設置された最初の帝国大学（のちの東京帝国大学）への入学は、原則として「高等中学校」（間もなく「高等学校」と改称）の卒業者に限られ、しかも無試験で入学することができた。しかし高等学校の卒業者が増加し、学科によっては入学志願者が定員を超えたため、1897年に2つめの帝国大学が京都に設置された。ところが京都帝国大学の入学者は少数にとどまり、その結果、「欠員が生じた場合は、高等学校を卒業していなくとも入学試験に及第すれば入学を認める」という方針を取らざるをえなかった。こうして、帝国大学に、入学以前の経歴による「正系」と「傍系」という区別が生まれることになったのである。

第2章では、このような経緯で生じた京都帝国大学への高等学校出身者以外の入学者が、初期においては、教員の養成を目的とする「高等師範学校」の卒業生であったことを、資料調査によって明らかにし、これら高等師範学校出身者が高等学校卒業者と比較して大学でどのような成績をおさめ、さらに卒業後に学問的あるいは社会的にいかなる業績を上げたかを、学校誌史、帝国大学一覧、大学卒業生名簿、各種人物事典、伝記、自伝、および先行研究を渉猟しつつ考究する。帝国大学への入学資格が高等学校卒業者に与えられていたのは、中等学校の教員になることが原則である高等師範学校や専門の職業技術を身につけることが目的の専門学校の卒業生と比べて高等学校の卒業生が、「専門的知識や技術はともかく、哲学や外国語・数学といった教養が豊かであるのが特徴だ」と考えられていたからである。そこで本論文は、この期待を端的に反映する学問領域に着目し、1909年から1918年の期間について、京都帝国大学哲学科の卒業生名簿を調査した結果、当時は卒業成績順に配列されていた卒業生のうち、成績1位から3位に占める高等師範学校の出身者の比率が、印度哲学史、宗教学、美学美術史の3専攻を除く6専攻で、86%（社会学）、47%（心理学）、43%（哲学）、33%（教育学・教育法）、33%（倫理学）、30%（支那哲学史）であることを明らかにした。

では、傍系出身者が成果をあげたのは、京都帝国大学の哲学科だけの特色だったのか？ 第3章ではさらに、同じ京都帝大の理工科大学、法科大学、医科大学（のちの理学部・工学部、法学部、医学部）について、学生のみならず、東京帝国大学選科出身で京都帝国大学理工科大学の「教育法」担当講師となった谷本富をも取り上げながら、止むを得ず受験資格を認められた傍系出身者が、予期に反してすぐれた業績を上げ、大学の水準を高める結果となったことを示す。この結果が京都帝国大学だけにとどまるものではなく、後発の東北帝国大学理科大学、九州帝国大学工科大学についても大同小異であり、

またこの事実は1918年末の「大学令」以後も変わらなかったことを、第4章、第5章で検証する。さらに終章で、新たに「予科」を付属させた北海道大学および京城、台北の両大学についても調査と考察を行なった結果、何れの帝国大学についても、戦前のすべての時期において、当初は止むを得ず取られた入学試験受験資格の緩和という措置が、予期に反して大学にとって好ましい結果を招来したことが、明らかにされたのである。本論文は、従来から少なからず感じ取られてはいたがデータや史料に即した調査・解明がまったくなされてこなかったテーマである「入学試験における受験資格制限の緩和とその帰結」を、資料に照らした仮説の提示と、さらに新しい資料の探索とその分析とによる仮説の検証という方法によって解明し、西洋先進諸国から学びながら形成された日本の大学制度の独自の特色というべき入学試験制度の歴史とその問題点について、新しい視点からの考究を行なうものである。これに加えて、入学後の研鑽を問題にするのではなく入学のための受験資格を問うという当初の帝国大学の方針の問題性を明らかにすることを通じて、現在の大学入試制度について再考するための手がかりを提示することも、本論文の意図の一つである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本の旧・帝国大学の入学試験における受験資格制限の緩和という措置がいかなる経緯で取られたか、そしてその措置はどのような結果を招来したかを、綿密な資料の渉猟・調査と、周到的考察・検討によって解明することを、直接のテーマとしている。

1877年に最初の帝国大学が東京に開設されたとき以来、帝国大学は各専門分野における最高の教育・研究機関として、日本と世界の将来についての展望を持ちうる人材の育成と、欧米の研究者に比肩しうような日本人研究者による研究の推進を期待された。このような帝国大学の位置付けにふさわしい人材を受け入れるために、入学資格判定、すなわち入学試験が実施されたのである。本論文は、まず東京帝国大学への入学資格がどのようなものとされていたかを、大学発足の前後から第2次世界大戦後の時期までにわたって検討し、当初は高等学校卒業者のみに入学資格を認めていた帝国大学が、後続の諸帝国大学の新設にともなって入学試験の受験資格を緩和することになった経緯を明らかにする。すなわち、高等学校の卒業生だけでは入学定員を満たすことができない、等の止むを得ない事情によって、高等師範学校、専門学校の卒業生にも受験資格が認められることになったのであるが、これによって、帝国大学学生、ひいてはまた卒業生、教官に「正系」出身者と「傍系」出身者が生まれることになったのである。では、窮余の策としての入学試験受験資格の緩和は、帝国大学の水準を下げ、帝国大学に期待された役割と成果を阻害する結果となったのであろうか？

この疑問を解明するために、論者は、学校史誌、帝国大学一覧、高等学校一覧、各種人物事典、伝記、自伝、および教育史その他に関する諸先行研究をきわめて綿密に調査・検討する。とりわけ論者が着目するのは、京都帝国大学哲学科である。なぜなら、国立大学への入学資格が当初において高等学校卒業者にのみ認められたのは、高等師範学校や専門学校の卒業生と比べて、専門知識や技術はともかく、哲学や外国語・数学といった教養が豊かであるのが特徴だ、とされていたからである。そこで論者は、1909年から1918年までの各年度における当該学科の入学者に占める高等師範学校出身者の比率が平均して33%に及んでいたことを明らかにし、さらに成績順に記載されていた帝国大学卒業生名簿の調査検討によって、それら「傍系」出身者の大学在学時における成果について検討する。先行研究による蓄積のないこの問題領域における論者のこうした実証的な探究作業は、いわばこの論文の圧巻というべきであろう。その結果、京都帝国大学哲学科に関しては「傍系」出身者が専門分野においてすぐれた業績を上げ高い社会的評価を得たことが検証される。そしてさらに、京都帝国大学の他の諸学科、さらには東北帝国大学、九州帝国大学についても、同様の結果が生じたことが明らかにされていく。この結果はまた1918年12月の「大学令」以降も第2次世界大戦の時期に至るまで変わらないことが、「予科」を付属させた北海道帝国大学と、京城、台北の両帝国大学についての検討をも加えて、確認されることになる。

本論文の特色の一つは、このような研究結果を導き出すさいの研究方法にある。すなわち、論者は資料に照らして結果に関する仮説を提示し、さらに新しい資料の探索と分析によって仮説の当否を検証するという、教育現場で「仮説・実験授業」として実践されている方法を意識的に採用して、成果を上げているのである。この方法の評価については諸説があり得るとしても、これが本論文の研究課題の達成に関するかぎり成功しており、本論文の論述に緊張感と学問的な興味深さを与えていることは、成果と言わなければならない。また、別冊の資料として添付されている「北海道帝国大学 入学者と予科修了

者」,「京城帝国大学 入学者と予科修了者」等,大部のデータは,未踏の領域における最初の調査成果として,後進研究者を資することは疑いない。この別添資料を含めて,本論文の全体が,西洋の大学制度に学びながら独特の入学試験制度を構築してきた日本の大学の歴史を新たな視点で究明する作業に多大な貢献をなすものであり,また,文化・地域研究に関わる独自の学際的研究を目指して創設された文化・地域環境学専攻にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また,2004年1月23日,論文内容とそれに関連した事項について試問を行なった結果,合格と認めた。